

埼玉県公共事業再評価実施要綱

(趣旨)

第1条 公共事業再評価は、事業着手から一定期間が経過した公共事業について再評価を実施し、その結果に基づいて必要な見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性をより一層高めることを目的とする。

本要綱は、公共事業再評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(再評価の対象とする事業の範囲)

第2条 農林部、県土整備部及び都市整備部（以下「関係各部」という。）が実施する次の各号に該当する公共事業のうち、維持管理、復旧等に係る事業を除く全ての事業（以下「対象事業」という。）を再評価の対象とする。

- 一 農林水産省及び国土交通省（以下「国」という。）の補助事業（以下「補助事業」という。）
- 二 前号に掲げるものを除く、県が事業主体となる全体事業費10億円以上の公共事業（交付金事業含む）（以下「単独事業」という。）。ただし、交付金事業のうち、国が学識経験者等の第三者から構成される委員会の意見を求める事業については事業費の額に関わらず対象とすることができる。

(再評価を実施する事業)

第3条 対象事業のうち再評価を実施する事業（以下「実施事業」という。）は、次の各号に掲げられている事業とする。ただし、当該年度内に完了する見込みである対象事業については、これを再評価の対象から除外するものとする。

- 一 補助事業は、国の定める再評価実施要領に掲げる事業
- 二 単独事業は、国の定める再評価実施要領に掲げる事業に準ずる事業

(再評価結果及び対応方針の決定)

第4条 再評価を行おうとする各事業課は、実施事業の再評価に係る資料とともに、対応方針（案）を作成し関係各部の公共事業評価検討会議（以下「検討会議」という。）に諮るものとする。

- 2 検討会議は、対応方針（案）について審査するとともに、公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に意見を求め、委員会から意見の具申があったときは、これを最大限尊重して、対応方針を決定する。
- 3 各事業課は、検討会議から対応方針（案）等について修正等の指示があった場合は、速やかに対応し、必要に応じて、その結果を検討会議へ報告するものとする。
- 4 各事業課は、事務を円滑に行うため、公共事業再評価作業部会を設けることができる。

(評価結果及び対応方針等の公表)

第5条 県は、再評価の結果及び対応方針等を、結論に至った経緯や再評価の根拠等とともに公表する。

2 前項の公表を行う時期は、国における再評価の結果等の公表時期と調整を図った上で決定するものとする。

(評価手法)

第6条 再評価の評価手法は、次の各号によるものとする。

一 補助事業にあつては、国が策定した評価手法を用いる。ただし、事業の特殊性等によりこれらの評価手法の採用が困難な場合には、国と評価手法を協議の上、再評価を実施するものとする。

二 単独事業にあつては、国が策定した評価手法に準ずる。ただし、事業の特殊性等によりこれらの評価手法の採用が困難な場合には、別に定めるものにより再評価を実施するものとする。

(公社への指導)

第7条 各事業課は、公社が行う対象事業の調査及び再評価に関する資料作成等について必要に応じ指導を行うものとする。

(公社の対応)

第8条 再評価を実施する公社は、県に準じて委員会を設置し意見を聴取するとともに、実施事業に関する対応方針を決定した上で実施事業を所管する県の事業課へ報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村等は、自ら委員会を設置することが困難であると県が認めた場合に限り、実施事業を所管する県の事業課を経由して県の委員会へ意見を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。